

# 指定地域密着型サービス事業者等 【通所系】

---

## 令和3年度介護報酬改定を

## 踏まえた留意点

太田市健康医療部 長寿あんしん課

## 1. 「職場でのハラスメント防止」について

---

適切な介護サービスの提供を確保する観点から、

- i 職場での性的な言動や優越的な関係を背景とした言動であって
- ii 業務をする上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害すること

これらを防止するための必要な措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ① 事業主による方針等の明確化及び周知・啓発
- ② 相談や苦情に応じ、適切に対応するための体制整備  
(担当者の配置など)

## 1. 参考文献・資料（ハラスメント防止）

---

- i. 事業主が雇用管理上講ずるべき措置等について→  
（令和2年厚生労働省告示第5号：パワーハラスメント指針）
- ii. 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル→  
管理者・職員向け研修の手引き→  
（厚労省HP「介護現場におけるハラスメント対策」内リンク）  
[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

## 2. 「業務継続計画の策定等」について

---

感染症や災害が発生した場合においても、  
必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、  
次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ① 業務継続計画の策定、従業員への計画の周知  
(感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画)
- ② 研修及び訓練(シミュレーション)の定期実施(年1回以上)
- ③ 業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更

※令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日から義務化。

## 2. 参考文献・資料

---

- i .介護事業所向けBCP研修動画（サービス類型別）→  
厚労省HP「介護施設・事業所における業務継続計画作  
製支援に関する研修リンク先」  
[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)
- ii .介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について  
→上記厚労省HP内「業務継続ガイドライン・ひな形」  
URL:同上※感染症については新型コロナウイルス発生時  
～を参考)

### 3. 衛生管理等「感染症対策」について

---

感染症の予防やまん延の防止を徹底する観点から、次の措置が義務付けられました。

#### 【必要な措置】

- ① 感染症対策委員会の定期及び随時開催  
(定期:おおむね6月に1回以上)
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 研修及び訓練(シミュレーション)の定期実施  
(いずれも年1回以上実施の上、実施ごとに記録すること)

※令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日から義務化。

### 3. 参考文献・資料

---

i .感染症対策委員会設置・指針の整備について→

厚労省老健局作成「介護現場における感染対策の手引き」現在第2版（令和3年3月）

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

## 4. 「虐待の防止」について

---

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

「虐待の防止に係る措置」について運営規程に定め、

- ① 虐待防止検討委員会の定期開催  
(開催結果について、従業員に周知徹底を図ること)
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の定期実施  
(年1回以上実施の上、実施ごとに記録すること)
- ④ ①～③を適切に実施するための担当者の設置

## 4. 参考文献・資料

---

- i .虐待防止検討委員会設置・指針整備・研修の実施について  
→厚労省「高齢者虐待防止」HP内「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage/\\_27550.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage/_27550.html)

## 5. 「電磁的記録等」について

---

介護サービス事業者の業務負担軽減等の観点から、記録の保存、交付等について見直しがされました。

### 【電磁的記録等を取扱う際の留意点】

- ① 省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く）の作成、保存等は電磁的記録により行うことができる
- ② 書面で行うことが規定されている又は想定される交付、説明、同意、承諾、締結等については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的記録により行うことができる

※電磁的記録とは、具体的には、パソコンのハードディスク、CD、DVD、USBメモリなどに記録・保存された電子データを指す。（参照：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」）

## 6. 「ICTの活用」について

---

感染防止や多職種連携促進の観点から、  
各種会議等の実施方法について見直しがされました。

### 【テレビ電話装置等を活用する際の留意点】

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護関係者のみで実施するものについて、その活用を認める（例：感染対策委員会）
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、その活用を認める（例：サービス担当者会議）
- ③ 利用者との面談による実施が求められるものについては、これにあたらぬ（例：モニタリング）

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」  
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

## 7. 「認知症介護に係る基礎研修の受講」について

---

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ・ 全ての通所介護従事者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員などの有資格者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させること

※令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日から義務化。

## 8. 「非常災害における地域との連携」について

---

災害対応には、地域との連携が不可欠であるという観点から、次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ・ 非常災害対策として規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること  
(例:運営推進会議等を活用し日頃から地域住民との密接な連携体制を確保しておく など)
- ・ 訓練の実施に、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものにする

## 9. 「入浴介助加算」について

---

利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、  
次の見直しが行われました。

入浴介助加算 ⇒ 入浴介助加算(Ⅰ)  
入浴介助加算(Ⅱ) 新設

### 【改正点】

- ・ 現行の加算要件に加え、
- ・ 医師等が訪問により評価した居宅の浴室環境及び利用者の身体状況等を踏まえて個別の入浴計画を作成し、それに基づく入浴介助を行う場合について評価(新設)

## 10. 「生活機能向上連携加算」について

---

外部のリハビリ専門職等との連携の推進を図る観点から、次の見直しが行われました。

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 新設

生活機能向上連携加算 ⇒ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

### 【改正点】

- ・ ICTの活用等により、外部の理学療法士等が当該サービス事業所を訪問せずに利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価(新設)

## 11. 「個別機能訓練加算」について

---

より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、次の見直しが行われました。

個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ) ⇒ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロ  
個別機能訓練加算(Ⅱ) 新設

### 【改正点】

- ・ 人員配置について、(Ⅰ)ロは、(Ⅰ)イに加えて、専従の理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置
- ・ 個別機能訓練計画の作成においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資する訓練項目を複数準備すること
- ・ LIFEへの情報提出とフィードバックの活用

## 12. 「ADL維持等加算」について

---

自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、次の見直しが行われました。

ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ) ⇒ 廃止(R5.3.31まで(Ⅲ)として算定可)  
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ) 新設

### 【改正点】

- ・ 評価対象者要件の緩和
- ・ 初月と6月目に測定したADL値から算出する値(ADL利得)の平均値が1以上の場合に算定可
- ・ LIFEへの情報提出とフィードバックの活用

## 13. 「栄養アセスメント・栄養改善加算」について

---

栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、次の見直しが行われました。

栄養アセスメント加算 新設

栄養改善加算 150単位⇒200単位

### 【改正点】

- ・ 栄養改善サービスの提供が必要でない利用者に対して行う栄養アセスメントを評価し、LIFEへの情報提出とフィードバックの活用を促す(新設)
- ・ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める

## 14. 「口腔・栄養スクリーニング加算」について

---

利用者の栄養状態及び口腔の健康状態の低下を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく観点から、次の見直しが行われました。

栄養スクリーニング加算 ⇒ 廃止

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ) 新設

### 【改正点】

- ・ 現行の栄養スクリーニングに加え、口腔の健康状態のスクリーニング(口腔スクリーニング)の実施を評価(新設)

## 15. 「LIFEの活用」について

---

科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、次の加算が新設されました。

科学的介護推進体制加算 新設

### 【算定要件等】

- ・ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況  
その他情報をLIFEにて提出し、フィードバックを活用する

口腔機能向上加算(Ⅱ) 新設

### 【算定要件等】

- ・ 現行の加算要件に加え、LIFEへの情報提出とフィードバック  
の活用を行う

## 16. 「育休等取得中における人員配置」について

---

仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を図る観点から、次の見直しが行われました。

### 【改正点】

- ① 育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で『常勤』
- ② 「常勤換算方法」においても、①の場合は常勤換算で1（常勤）
- ③ 「常勤」配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員の常勤換算での代替を認める

## 17. その他

---

- ・ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所における管理者の配置基準の緩和
- ・ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算
- ・ サービス提供体制強化加算の人員要件等の見直し
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

## 18.参考文献・資料

---

- ・ 個別機能訓練・栄養・口腔関連加算について→  
厚労省発出：「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
- ・ LIFE及び科学的介護推進体制加算について→  
厚労省HP「科学的介護」  
[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)